

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定により、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉・介護をはじめとする関係機関及び地域団体が連携協力し、地域における包括的なケアの推進を図るための瑞浪市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例別表に定める地域ケア会議の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 地域包括ケアの総合的な整備に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム構築のためのニーズや社会資源等の把握に関すること。
- (3) 認知症高齢者ケアの推進に関すること。
- (4) 介護予防及び自立支援サービスの調整に関すること。
- (5) 援助困難事例の支援に関すること。
- (6) 高齢者虐待への対応に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 委員は、13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 土岐医師会から推薦を受けた者
- (2) 瑞浪歯科医師会から推薦を受けた者
- (3) 瑞浪市薬剤師会から推薦を受けた者
- (4) 瑞浪市民生委員協議会から推薦を受けた者
- (5) 瑞浪市長寿クラブ連合会から推薦を受けた者
- (6) 瑞浪市社会福祉協議会から推薦を受けた者
- (7) 介護保険サービス事業者から推薦を受けた者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域ケア会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、地域ケア会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域ケア会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等の設置)

第7条 第2条の所掌事項を効率的に実施するために、地域ケア会議に次に掲げる部会等を置く。

- (1) 地域支援検討部会
 - (2) 包括ケア検討部会
 - (3) ケース会議
- 2 前項の部会等が分掌する事項は、次の各号に掲げる部会等の区分に応じ当該各号に定める事項とする。
- (1) 地域支援検討部会
 - ア 地域が抱える問題の把握及び情報の共有に関すること。
 - イ 新たなサービスの構築に向けての検討に関すること。
 - ウ 地域で支え合う仕組みづくりの検討に関すること。

(2) 包括ケア検討部会

- ア サービス事業所並びに関係機関との連携及び支援に関すること。
- イ 介護予防及び自立支援サービスの調整に関すること。
- ウ 援助困難事例についての情報交換、ケアマネジメント及び評価に関すること。

(3) ケース会議

- ア 援助困難事例のケアマネジメント支援に関すること。
- イ 援助困難事例に関する関係機関との情報の共有及び連携に関すること。

3 地域支援検討部会の部員は、前項第1号に掲げる事項を検討するにあたり、必要と認められる者をもって組織し、包括ケア検討部会の部員は、介護サービス事業所、土岐・瑞浪介護支援専門員連絡協議会、瑞浪市社会福祉協議会、医療機関相談員、東濃成年後見センター若しくは地域包括支援センターから推薦を受けた者又は専門的業務に携わる者をもって組織し、ケース会議においては、高齢福祉課長が必要に応じて、その都度関係者を招集する。

4 地域支援検討部会及び包括ケア検討部会（以下「部会」と総称する。）に部会長を置き、部員の互選によって定め、ケース会議に会議長を置き、高齢福祉課から推薦を受けた職員をもって充てる。

5 部会長は部会の会務を総理し、会議長はケース会議の会務を総理し、その経過及び結果を地域ケア会議の会長に報告するものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 地域ケア会議の庶務は、高齢福祉課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域ケア会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第19号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第25号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るための瑞浪市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例別表に定める運営協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) センターの設置者の選定及び変更
- (2) センターの運営状況についての定期的評価
- (3) 指定介護予防支援事業の一部を委託する場合の委託先等の承認
- (4) 地域支援事業の一部を委託する場合の委託先等の承認
- (5) センターが行う包括的支援に関する業務に係る各種地域資源の開発及び関係機関相互のネットワーク形成のための助言及び支援
- (6) その他市長がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
- (2) 介護保険サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に瑞浪市地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和2年3月13日規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定により、瑞浪市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例別表に定める運営協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険の保険給付に関すること。
- (2) その他介護保険事業に関し重要な事項

(組織)

第3条 運営協議会の委員は、9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
- (2) 介護保険サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に瑞浪市介護保険運営協議会の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成30年1月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項、第115条の14第6項及び第115条の22第3項に基づき、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するための瑞浪市介護保険地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例別表に定める委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 市が行う地域密着型サービス等の指定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 市が行う地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービス等事業者の質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議すること。

(組織)

第3条 委員は、9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
- (2) 介護保険サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に瑞浪市介護保険地域密着型サービス運営委員会の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和2年3月13日規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。